

第1回 ソシオエステティックガイドライン策定委員会 議事録

1. 日時

令和元年11月7日(木) 18:30~19:30

2. 場所

TKP 品川カンファレンスセンターミーティングルーム 4M

3. 次第

I 開会

- (1) 挨拶
- (2) 委員会メンバー紹介

II 議題

- (1) 事業趣旨と検討の進め方の確認
 - ① 事業趣旨の確認
 - ② ガイドライン策定の対象範囲
 - ③ ガイドライン策定のアプローチ
- (2) 医療及び福祉サービス分野での取り組みの反映について
- (3) 現状調査について
- (4) 委員会のスケジュール・議題について

III 閉会

4. 参加者

(1) 委員一覧 敬称略 50 音順

氏名	所属	ご出席
久米 健市 (委員長)	一般社団法人日本エステティック協会 理事長 学校法人中日学園 中日美容専門学校 校長	出席
関東 裕美	公益財団法人日本エステティック研究財団 理事長 東邦大学医療センター大森病院 皮膚科臨床教授	欠席
小林 直子	一般財団法人日本エステティック試験センター 理事長	出席
嶋田 守男	特定非営利活動法人日本エステティック機構 理事 医師・駒澤大学医療健康科学部 教授	出席
瀧川 晃一	一般社団法人日本エステティック振興協議会 理事長 一般社団法人日本エステティック工業会 理事長 滝川株式会社 代表取締役会長	出席
福土 政広	特定非営利活動法人日本エステティック機構 理事長 首都大学東京大学院 教授	出席
古川 福実	公益財団法人日本エステティック研究財団理事 日本赤十字社高槻赤十字病院 院長	出席
宮本 裕司	公益財団法人日本エステティック研究財団 常務理事 一般社団法人日本エステティック業協会 常務理事 株式会社ビ・メイク 代表取締役	出席

(2) オブザーバー

高橋 博忠	特定非営利活動法人日本エステティック機構
-------	----------------------

(4) 事務局

古川 尚史	一般社団法人日本エステティック協会 事務局長
豊永 隆司	一般社団法人日本エステティック協会

5. 決定事項

- ・ ソシオエステティックガイドラインの作成方針について、事務局案にて合意。
- ・ 現状調査のうち、ヒアリング先候補について見直す。
- ・ 次回委員会は12月16日（月）17時半～19時半に決定。

6. 議事詳細 ※II. 議題に関して

(1) 本事業の対象について

- ・ 今回策定するガイドラインは、医療施設や福祉施設が介在して、専門家の指示・指導のもとで、身体・心理・社会的に困難を抱える方のQOL(生活の質)向上を目指して行われるエステティックサービスを主な対象とする。日本エステティック協会が育成している「ソシオエステティシャン」だけを対象とするわけではない。
- ・ ソシオエステティックが健全な形で発展するように、優良なエステティシャンを認証してトリートメントが行われるようにすべき。
 - ソシオエステティックの認知度は高くないのではないかな。
 - 積極的にソシオエステティックをアピールしていくべき。
- ・ ソシオエステティックの定義を具体化しないとイケない。美容師法をふまえると、アピアランスケア¹については、化粧の指導と業としてのメイクアップの区分を明確にし、業務独占されている他業種の業務に抵触しないよう留意する必要がある。どのような分野で働くのかを含めて、ガイドラインで例示する必要がある。緩和ケアとリハビリテーション、透析等、ある程度分野を限定して普及を図ってはどうか。医療と隣接するほど、表現には留意する必要がある。
 - 因果関係を科学的に立証するのは不可能。ソシオエステティックの可能な範囲は限定的にする方が良い。表現は留意すべき。「治す」という表現をしてはいけない。
- ・ サロンにおけるサービスで、後期高齢者（75歳以上）や疾患を有するお客様へのトリートメントを不安に感じるエステティシャンは多い。お客様が求めるサービスが提供されないような社会ではいけない。ソシオエステティックのガイドラインが出来ることで、対応方針が示されて、エステティシャンの不安が解消すると良い。
- ・ ソシオエステティシャンの増加を考えるならば、簡易的な教育方法も必要だ。一方で、これまでに資格を取ったソシオエステティシャンの地位が守られるようにしないといけない。
 - 高齢者や生活習慣病を対象とするような教育は社会の要請であり、一般化すべき内容。ソシオエステティックはより特化した内容を学び、専門的にトリートメント

¹ アピアランスケアとは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア（国立がん研究センター中央病院ウェブサイトより転記）

を実施するとすれば、教育負荷は低くなるのではないか。

- コアとなる 100 人（すでに活動している人材）を活性化させる必要がある。当事者として、ソシオエステティックの発展を牽引する存在にしたい。
- ・ 専門家は医師以外も関わるか。
 - 関わる。
- ・ 専門家が関わらない場合はどうなるか。
 - ガイドラインには含まれない事として整理する。
- ・ 訪問看護ステーションは対象に含むか。地域包括ケアの枠組みの中で、緩和ケアが乱立している状況にある。ガイドラインが整うことで、悪質な業者が淘汰する方向になればよい。ソシオエステティックは将来の展望もあり、健全な発展を望む。
 - 統一契約書として具体化したい。標準コストを明確にして安心をしていただく事も良いのではないか。専門家の指導の有無でわけてはどうか。
 - ソシオエステティックを行う場合の場所（在宅と病院）によるケアの違いは、不明だ。今後の調査を進める上で、留意点があれば具体化するという整理でよい。
- ・ 弱者に対してトリートメントをするのであれば、誰でも行えるサービスとしてはいけない。最低限のスキルを持ったエステティシャンが行う必要があり、その教育とレベルを第三者機関が証明する仕組みが必要。
 - フランスでは資格を持った人材が対応しているが、日本ではできていない。
 - フランスに視察に行った際には、病院の医療関係者の中で医師ではなく看護師が中心となって、ソシオエステティックを実施する患者を決めるなどのサポートを行っていた。ソシオエステティシャンは財団からの寄付で成り立っていた。フランスでも有償でのサービスは維持が難しいとの事情に驚いた。
 - ソシオエステティシャンの地位を明確にすべき。他の専門職の下の位置づけにはしない。専門家としての役割を明確にする必要がある。
 - 教育の在り方、身分、専門家との連携を具体化する必要がある。

(2) 医療及び福祉サービス分野での取り組みの反映について

- ・ 方向性は良い。このまま進める事とする。

(3) 現状調査について

- ・ ヒアリング先として、委員所属の施設も対象としてはどうか。
 - ソシオエステティックを実施している企業を候補とした。ヒアリング先は委員と相談して、改めて設定する。

以上